

四 半 期 報 告 書

第128期第2四半期 { 自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日 }

仙台市青葉区中央三丁目3番20号

株 式 会 社 七 十 七 銀 行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【提出会社の状況】	22
1 【株式等の状況】	22
2 【役員の状況】	26
第4 【経理の状況】	27
1 【中間連結財務諸表】	28
2 【その他】	73
3 【中間財務諸表】	74
4 【その他】	91
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	92

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月24日

【四半期会計期間】 第128期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 氏 家 照 彦

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【電話番号】 仙台(022)267局1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 小 林 英 文

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座四丁目14番11号
株式会社七十七銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3542局8671(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 田 畑 卓 治

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店
(福島県いわき市平字三丁目14番地)
株式会社七十七銀行東京支店
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	63,017	58,332	59,144	120,432	115,375
連結経常利益	百万円	7,021	13,136	5,055	20,675	18,156
連結中間純利益	百万円	4,080	6,433	1,996	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	11,646	△30,458
連結中間包括利益	百万円	—	△776	△9,534	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	△45,224
連結純資産額	百万円	337,463	354,230	295,584	356,271	306,499
連結総資産額	百万円	5,773,843	5,964,326	6,942,272	5,906,852	6,217,663
1株当たり純資産額	円	867.20	909.57	768.79	916.36	793.64
1株当たり中間純利益金額	円	10.75	16.96	5.34	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	30.70	△80.35
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10.75	16.94	5.33	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	30.69	—
自己資本比率	%	5.6	5.7	4.1	5.8	4.7
連結自己資本比率 (国内基準)	%	13.04	13.32	11.57	13.25	11.69
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△103,925	△110,853	540,607	182,340	347,027
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△25,755	△142,889	△407,002	△169,844	△222,902
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,343	△1,336	△1,455	△2,675	△4,694
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	182,050	67,780	574,406	322,897	442,287
従業員数 [平均臨時従業員数]	人	3,128 [1,023]	3,241 [1,024]	3,207 [997]	3,062 [1,028]	3,149 [1,019]

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成22年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
- 6 従業員数は、就業人員数を表示しており、また従業員数の[]内は、平均臨時従業員数を外書きしております。なお、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第126期中	第127期中	第128期中	第126期	第127期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
経常収益	百万円	54,143	50,010	49,703	103,200	99,142
経常利益	百万円	6,907	11,721	5,437	18,409	16,062
中間純利益	百万円	4,110	6,251	2,004	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	11,668	△30,634
資本金	百万円	24,658	24,658	24,658	24,658	24,658
発行済株式総数	千株	383,278	383,278	383,278	383,278	383,278
純資産額	百万円	327,816	343,834	286,322	346,513	296,495
総資産額	百万円	5,739,885	5,932,868	6,914,112	5,874,285	6,188,974
預金残高	百万円	4,907,593	5,053,624	6,174,914	5,046,415	5,360,049
貸出金残高	百万円	3,514,913	3,527,379	3,582,904	3,451,146	3,505,752
有価証券残高	百万円	1,778,642	2,052,689	2,519,648	1,932,224	2,118,075
1株当たり純資産額	円	864.16	906.03	765.22	913.29	790.06
1株当たり中間純利益金額	円	10.83	16.48	5.36	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	30.76	△80.81
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	10.83	16.46	5.35	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	30.74	—
1株当たり配当額	円	3.50	3.50	3.50	7.00	6.00
自己資本比率	%	5.7	5.7	4.1	5.8	4.7
単体自己資本比率 (国内基準)	%	12.84	13.09	11.36	13.04	11.44
従業員数	人	2,758	2,885	2,882	2,709	2,829

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 第127期(平成23年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、純損失が計上されているため、記載しておりません。

4 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

5 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

6 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社の事業等のリスクに重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当行は、宮城県を中心として、福島県、岩手県、山形県、秋田県、東京都、愛知県、大阪府及び北海道に店舗を有し、堅実経営を旨として、「地域と共に新たな時代を創造する『Best creative bank (ベスト クリエイティブ バンク)』」を目指し、宮城県への大手企業の進出による産業構造の変革など、新しい時代へ能動的に対応し、地域及びお客さまのニーズに的確に応えるとともに、地域社会の発展に貢献することを基本方針としております。

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済情勢をみますと、東日本大震災の影響により生産や輸出が大きく低下したことに加え、国内民間需要も弱い動きとなりましたほか、厳しい雇用情勢のなか、個人消費も弱い状況が続きましたが、当第2四半期連結累計期間の半ば以降は、供給面の制約の緩和により生産や輸出が増加するなど、持ち直しの動きとなりました。一方、主要営業基盤である宮城県の景況は、東日本大震災により沿岸部を中心に広範な範囲で甚大な被害を受けたことから低落しました。当第2四半期連結累計期間末にかけては、復旧事業等に伴い内陸部を中心とする一部に上向きの動きもみられましたが、津波被害が甚大な沿岸部では、総じて操業停止や大幅な減産が続きましたほか、厳しい雇用情勢が続くなかで住宅投資や個人消費も低調に推移するなど、厳しい状況で推移しました。

こうしたなか、金利情勢については、国内景気の悪化懸念などを背景に、長期金利は1%近辺の低水準で推移した一方、短期金利についても、日銀の相次ぐ金融緩和の強化により、極めて低水準で推移しました。また、為替相場については、欧州諸国の債務問題や米国景気の悪化懸念などを背景に円高が進行し、当第2四半期連結累計期間末にかけては対ドルで円の最高値を更新しました。この間、株価は、復興需要等への期待感から一時日経平均株価が1万円台を回復する場面もみられましたが、当第2四半期連結累計期間末にかけては、円高などを背景とした企業業績の悪化に対する懸念などから、2年5カ月ぶりの水準まで低下するなど軟調に推移しました。

以上のような経済環境のもと、当行及び連結子会社各社は、株主・取引先の皆さまのご支援のもとに、役職員が一体となって営業の推進と地域の復興に向けた取組みに努めてまいりました。その結果、当行及び連結子会社による当第2四半期連結累計期間の業績は、次のとおりとなりました。

預金(譲渡性預金を含む)は、東日本大震災にかかる保険金の流入等により、当第2四半期連結累計期間中8,543億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は6兆4,877億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、1兆778億円の増加となりました。

貸出金は、中小企業等向け貸出の増強に努めましたほか、大企業等向け貸出が増加したことから、当第2四半期連結累計期間中780億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆5,737億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、579億円の増加となりました。

有価証券は、国債を中心に当第2四半期連結累計期間中4,018億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆5,309億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも同様に、4,676億円の増加となりました。

なお、総資産の当第2四半期連結会計期間末残高は、当第2四半期連結累計期間中7,246億円増加の6兆9,422億円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較でも9,779億円の増加となりました。

損益状況につきましては、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、貸出金利息の減少により資金運用収益が減少したものの、連結子会社の収入増加によりその他業務収益が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比8億12百万円増収の591億44百万円となり、他方、経常費用は、与信関係費用の増加や有価証券の減損処理等により、前第2四半期連結累計期間比88億94百万円増加の540億89百万円となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の経常利益は、前第2四半期連結累計期間比80億81百万円減益の50億55百万円、最終利益は、前第2四半期連結累計期間比44億37百万円減益の19億96百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のセグメントの業績につきましては、銀行業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比3億25百万円減少の496億94百万円となり、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比64億28百万円減少して55億81百万円となりました。一方、リース業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比12億50百万円増加の90億15百万円となり、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比2億3百万円減少して5億30百万円となりました。また、その他の金融関連業務では、経常収益は前第2四半期連結累計期間比1億97百万円減少の23億32百万円となり、セグメント損益は前第2四半期連結累計期間比14億41百万円悪化して10億18百万円の損失計上となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、国内業務部門での資金運用収益の減少を主因に前第2四半期連結累計期間比3億78百万円減少し、前第2四半期連結累計期間比3億76百万円減少の365億73百万円となりました。

また、役員取引等収支は、国内業務部門の収益の減少を主因に、前第2四半期連結累計期間比1億87百万円減少の54億10百万円となりました。一方、その他業務収支は、連結子会社の収入が増加したこと等から、前第2四半期連結累計期間比7億25百万円増加の25億28百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	36,173	776	—	36,949
	当第2四半期連結累計期間	35,795	778	—	36,573
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	39,485	1,028	108	40,405
	当第2四半期連結累計期間	38,184	963	92	39,055
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	3,311	252	108	3,455
	当第2四半期連結累計期間	2,389	184	92	2,482
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	5,563	33	—	5,597
	当第2四半期連結累計期間	5,380	30	—	5,410
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,147	70	—	8,218
	当第2四半期連結累計期間	7,924	67	—	7,991
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,584	36	—	2,621
	当第2四半期連結累計期間	2,544	37	—	2,581
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	1,592	210	—	1,803
	当第2四半期連結累計期間	2,311	216	—	2,528
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	8,267	210	1	8,476
	当第2四半期連結累計期間	9,931	216	2	10,145
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	6,674	—	1	6,673
	当第2四半期連結累計期間	7,620	—	2	7,617

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間28百万円、当第2四半期連結累計期間17百万円)を控除して表示しております。

3 資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務にかかる収益が減少したこと等から、前第2四半期連結累計期間比2億27百万円減少し79億91百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門における費用の減少を主因に、前第2四半期連結累計期間比40百万円減少し25億81百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	8,147	70	8,218
	当第2四半期連結累計期間	7,924	67	7,991
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	2,514	—	2,514
	当第2四半期連結累計期間	2,434	—	2,434
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	3,365	70	3,435
	当第2四半期連結累計期間	3,312	67	3,380
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	300	—	300
	当第2四半期連結累計期間	297	—	297
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	912	—	912
	当第2四半期連結累計期間	835	—	835
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	59	—	59
	当第2四半期連結累計期間	61	—	61
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	567	0	567
	当第2四半期連結累計期間	556	0	556
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	2,584	36	2,621
	当第2四半期連結累計期間	2,544	37	2,581
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	918	25	943
	当第2四半期連結累計期間	906	25	931

(注) 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	5,035,720	15,324	5,051,045
	当第2四半期連結会計期間	6,153,699	17,989	6,171,689
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	2,736,336	—	2,736,336
	当第2四半期連結会計期間	3,770,250	—	3,770,250
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	2,235,956	—	2,235,956
	当第2四半期連結会計期間	2,303,649	—	2,303,649
うちその他	前第2四半期連結会計期間	63,427	15,324	78,752
	当第2四半期連結会計期間	79,799	17,989	97,789
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	358,900	—	358,900
	当第2四半期連結会計期間	316,060	—	316,060
総合計	前第2四半期連結会計期間	5,394,620	15,324	5,409,945
	当第2四半期連結会計期間	6,469,759	17,989	6,487,749

(注) 1 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	3,515,799	100.00	3,573,732	100.00
製造業	340,094	9.68	370,728	10.37
農業、林業	2,649	0.08	2,593	0.07
漁業	5,228	0.15	4,507	0.13
鉱業、採石業、砂利採取業	1,395	0.04	1,315	0.04
建設業	138,983	3.95	135,223	3.78
電気・ガス・熱供給・水道業	74,300	2.11	72,501	2.03
情報通信業	40,009	1.14	41,378	1.16
運輸業、郵便業	64,015	1.82	77,249	2.16
卸売業、小売業	338,679	9.63	335,755	9.40
金融業、保険業	265,749	7.56	281,259	7.87
不動産業、物品賃貸業	503,497	14.32	539,427	15.09
その他サービス業	245,135	6.97	267,706	7.49
地方公共団体	702,780	19.99	666,078	18.64
その他	793,278	22.56	778,005	21.77
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	3,515,799	—	3,573,732	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローにつきましては、次のとおりとなりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により5,406億7百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較でも、預金が増加したことを主因に6,514億60百万円増加しました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により△4,070億2百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較でも、有価証券の取得による支出が増加したことを主因に2,641億13百万円減少しました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により△14億55百万円となり、前第2四半期連結累計期間との比較では、配当金の支払額が減少したものの、自己株式の取得による支出が増加したことから、1億19百万円減少しました。

以上の結果、現金及び現金同等物は当第2四半期連結累計期間中1,321億18百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は5,744億6百万円となり、前第2四半期連結会計期間末との比較では5,066億26百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

金融機関は、世界経済の下振れ懸念や金融資本市場の変動やデフレの影響などのリスク要因に直面するなか、実体経済・企業のバックアップ役としてサポートを行い、経済をリードすることが求められており、そのためにも収益力や経営効率の改善に取り組むとともに、内部管理態勢やコンプライアンス態勢の強化への取り組みを継続し、強固な経営基盤を構築する必要があります。

さらに地域金融機関は、顧客に対する経営改善支援や、アジアを中心とした海外進出支援等、コンサルティング機能の一層の強化・充実を通じて地域経済・社会の発展に貢献することにより自らの顧客基盤を維持・拡大する必要があります。

東日本大震災により、当行を取巻く経営環境は大きく変化し、地域の復旧・復興に向けて多くの課題を抱えているなか、当行は地域と共にある金融機関として、十分な資金供給を行い、金融面から地域経済の着実な再生に貢献していくことが最優先の課題となっております。

このような経営環境のなか、当行は、今後とも地域の皆さまとのお取引を一層深め、地域社会・経済の復興、発展に貢献するという地域金融機関本来の使命に徹した経営をすすめるなかで、「営業力の強化」と「生産性の向上」に向けてビジネスモデルの改革に取り組むことを経営課題とし、中期経営計画「SSS（トリプルエス）向上プラン～新たな時代の創造のために～」に基づく各施策を迅速・的確に実施していくことを通じて、それら課題の克服とステークホルダーとのWIN-WINの関係構築に努め、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	42,109	41,996	△113
資金運用収支	36,737	36,411	△326
役務取引等収支	4,742	4,590	△152
その他業務収支	629	994	365
経費(除く臨時的経費)	28,559	28,118	△441
人件費	14,174	13,851	△323
物件費	12,723	12,833	110
税金	1,661	1,433	△228
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	13,550	13,877	327
一般貸倒引当金繰入額	—	1,082	1,082
業務純益	13,550	12,795	△755
うち国債等債券損益	404	804	400
臨時損益	△1,800	△7,339	△5,539
株式等関係損益	△147	△1,273	△1,126
不良債権処理額(△)	506	4,562	4,056
貸出金償却	—	—	—
個別貸倒引当金繰入額	—	3,814	3,814
債権売却損	287	500	213
偶発損失引当金繰入額等	218	248	30
その他臨時損益	△1,145	△1,503	△358
経常利益	11,721	5,437	△6,284
特別損益	△1,100	△968	132
うち固定資産処分損益	△0	△72	△72
うち貸倒引当金戻入益	195	—	△195
うち減損損失(△)	724	895	171
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額(△)	570	—	△570
税引前中間純利益	10,620	4,469	△6,151
法人税、住民税及び事業税	4,313	3,204	△1,109
法人税等調整額	55	△739	△794
法人税等合計	4,369	2,465	△1,904
中間純利益	6,251	2,004	△4,247

(注) 1 資金運用収支=資金運用収益-資金調達費用+金銭の信託運用見合費用

2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時的経費)-一般貸倒引当金繰入額

3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等(臨時的経費)を加えたものであります。

5 国債等債券損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却

6 株式等関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.41	1.17	△0.24
貸出金利回	1.65	1.52	△0.13
有価証券利回	1.12	1.00	△0.12
(2) 資金調達原価 ②	1.18	0.96	△0.22
預金等利回	0.11	0.06	△0.05
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.23	0.21	△0.02

(注) 「国内業務部門」とは、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を除く円建取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	7.83	9.50	1.67
業務純益ベース	7.83	8.76	0.93
中間純利益ベース	3.61	1.37	△2.24

(注) 1 分母となる自己資本平均残高は、(期首自己資本+期末自己資本)÷2を使用しております。

2 自己資本=純資産の部合計-新株予約権

4 預金、貸出金の状況(単体)

(1) 預金、貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金(末残)	5,053,624	6,174,914	1,121,290
預金(平残)	5,022,104	5,908,650	886,546
貸出金(末残)	3,527,379	3,582,904	55,525
貸出金(平残)	3,434,854	3,491,668	56,814

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	3,689,501	4,317,544	628,043
法人その他	1,364,122	1,857,369	493,247
合計	5,053,624	6,174,914	1,121,290

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	758,570	751,142	△7,428
うち住宅ローン残高	705,184	704,119	△1,065
うちその他ローン残高	53,385	47,023	△6,362

(4) 中小企業等に対する貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)	
中小企業等貸出金残高	①	百万円	1,935,259	1,953,062	17,803
総貸出金残高	②	百万円	3,527,379	3,582,904	55,525
中小企業等貸出金残高比率	①/②	%	54.86	54.51	△0.35
中小企業等貸出先数	③	先	179,009	161,860	△17,149
総貸出先数	④	先	179,527	162,373	△17,154
中小企業等貸出先数比率	③/④	%	99.71	99.68	△0.03

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分を含んでおりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	52	275	52	251
信用状	11	473	8	251
保証	6,473	28,324	5,726	25,081
合計	6,536	29,073	5,786	25,583

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	7,842	7,841
	利益剰余金	287,347	250,187
	自己株式(△)	2,101	4,615
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	177	301
	連結子法人等の少数株主持分	9,015	7,869
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	325,613	284,935
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	23,703	65,303
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	23,703	65,303	
うち自己資本への算入額 (B)	15,964	16,199	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,137	998
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	340,441	300,136
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,341,871	2,386,347
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,387,732	2,427,990
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	166,617	163,873
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	13,329	13,109
	計(E)+(F) (H)	2,554,349	2,591,864
連結自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		13.32	11.57
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		12.74	10.99

- (注) 1 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年 9月30日	平成23年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	24,658	24,658
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	7,835	7,835
	その他資本剰余金	7	6
	利益準備金	24,658	24,658
	その他利益剰余金	261,375	224,229
	その他	—	—
	自己株式(△)	2,127	4,641
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,327	1,308
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	177	301
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	315,258	275,739
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	20,215	60,369
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	20,215	60,369	
うち自己資本への算入額 (B)	15,751	15,990	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,087	998
自己資本額 (D)	(A)+(B)-(C)	329,923	290,732
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,315,885	2,361,602
	オフ・バランス取引等項目	45,860	41,642
	信用リスク・アセットの額 (E)	2,361,746	2,403,245
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	158,515	155,283
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	12,681	12,422
計(E)+(F) (H)	2,520,261	2,558,529	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		13.09	11.36
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		12.50	10.77

- (注) 1 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 4 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30,104	34,307
危険債権	52,254	89,282
要管理債権	23,820	41,744
正常債権	3,471,863	3,464,909

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,344,000,000
A種優先株式	1,344,000,000
計	1,344,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	383,278,734	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行に おける標準となる株式 (単元株式数1,000)
計	383,278,734	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数	4,989個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	498,900株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成23年8月2日～平成48年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 318円 資本組入額 159円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会 の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他付与株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当行の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り、本新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記(注4)に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) 新株予約権者は、割り当てられた新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- (4) 新株予約権者が、決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役の地位を喪失した場合は、当該取締役に割り当てられた新株予約権の個数に決議された年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヵ月未満は1ヵ月とする)を乗じ、さらに12で除した個数についてのみ新株予約権を行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の個数については1個未満の端数は切り捨てとする。
- (5) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会の決議に基づいて新株予約権の権利の全部または一部を行使できないものとする。
- (6) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。
- (7) その他の行使条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使の条件
前記(注3)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
- ① 再編対象会社は、以下のA.からE.の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合は)、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- A. 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- B. 再編対象会社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案
- C. 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- D. 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- E. 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ② 再編対象会社は、新株予約権者が新株予約権の全部または一部を行使できなくなった場合は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	383,278	—	24,658,633	—	7,835,179

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成23年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,928	4.93
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	16,219	4.23
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	15,431	4.02
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	15,412	4.02
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,675	3.56
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,275	3.20
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	9,657	2.51
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	9,634	2.51
東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号	8,478	2.21
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	7,477	1.95
計	—	127,189	33.18

(注) 1 当行は平成23年9月30日現在、自己株式を9,506千株保有しており、上記大株主から除外しております。

2 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、株式会社三菱東京UFJ銀行他2社を共同保有者として、平成23年5月23日現在の保有株式数を記載した同年5月30日付大量保有報告書(変更報告書)が関東財務局長に提出されておりますが、当行として平成23年9月30日現在における実質所有株式数が確認できておりませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	16,219	4.23
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	5,543	1.45
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	741	0.19
計	—	22,504	5.87

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,506,000	—	権利関係に何ら限定のない当行における標準となる株式 (単元株式数1,000)
完全議決権株式(その他)	普通株式 371,325,000	371,325	同 上
単元未満株式	普通株式 2,447,734	—	権利関係に何ら限定のない当行における標準となる株式
発行済株式総数	383,278,734	—	—
総株主の議決権	—	371,325	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式が827株含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社七十七銀行	仙台市青葉区中央三丁目3番20号	9,506,000	—	9,506,000	2.48
計	—	9,506,000	—	9,506,000	2.48

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	443,607	576,070
コールローン及び買入手形	992	117,812
買入金銭債権	19,981	17,519
商品有価証券	23,906	27,843
金銭の信託	45,431	43,624
有価証券	※6, ※11 2,129,090	※6, ※11 2,530,964
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 3,495,671	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 3,573,732
外国為替	※5 3,493	※5 2,846
リース債権及びリース投資資産	※6, ※10 23,240	※6, ※10 20,452
その他資産	※6 31,697	※6 32,149
有形固定資産	※8, ※9 37,199	※8 35,874
無形固定資産	915	740
繰延税金資産	41,112	49,114
支払承諾見返	※11 27,804	※11 25,583
貸倒引当金	△106,481	△112,057
資産の部合計	6,217,663	6,942,272
負債の部		
預金	※6 5,357,206	※6 6,171,689
譲渡性預金	276,190	316,060
コールマネー及び売渡手形	64,441	11,497
債券貸借取引受入担保金	※6 817	※6 755
借入金	※6, ※10 104,630	※6, ※10 15,594
外国為替	56	96
その他負債	35,895	60,214
役員賞与引当金	12	—
退職給付引当金	41,668	43,010
役員退職慰労引当金	58	63
睡眠預金払戻損失引当金	218	217
偶発損失引当金	1,315	1,408
災害損失引当金	848	496
支払承諾	※11 27,804	※11 25,583
負債の部合計	5,911,163	6,646,688
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,842	7,841
利益剰余金	249,128	250,187
自己株式	△4,131	△4,615
株主資本合計	277,498	278,072
その他有価証券評価差額金	20,497	9,627
繰延ヘッジ損益	△412	△346
その他の包括利益累計額合計	20,085	9,281
新株予約権	251	301
少数株主持分	8,663	7,929
純資産の部合計	306,499	295,584
負債及び純資産の部合計	6,217,663	6,942,272

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
経常収益	58,332	59,144
資金運用収益	40,405	39,055
(うち貸出金利息)	28,678	26,737
(うち有価証券利息配当金)	11,587	11,865
役務取引等収益	8,218	7,991
その他業務収益	8,476	10,145
その他経常収益	1,232	1,951
経常費用	45,195	54,089
資金調達費用	3,483	2,499
(うち預金利息)	2,665	1,860
役務取引等費用	2,621	2,581
その他業務費用	6,673	7,617
営業経費	31,042	30,385
その他経常費用	*1 1,375	*1 11,005
経常利益	13,136	5,055
特別利益	50	50
固定資産処分益	49	50
償却債権取立益	0	—
その他の特別利益	0	—
特別損失	1,346	1,019
固定資産処分損	51	123
減損損失	*2 724	*2 895
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	—
税金等調整前中間純利益	11,841	4,086
法人税、住民税及び事業税	4,676	3,843
法人税等調整額	252	△1,026
法人税等合計	4,929	2,817
少数株主損益調整前中間純利益	6,911	1,269
少数株主利益又は少数株主損失 (△)	477	△727
中間純利益	6,433	1,996

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	6,911	1,269
その他の包括利益	△7,687	△10,803
その他有価証券評価差額金	△7,674	△10,869
繰延ヘッジ損益	△12	66
中間包括利益	△776	△9,534
親会社株主に係る中間包括利益	△1,242	△8,807
少数株主に係る中間包括利益	466	△726

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
資本剰余金		
当期首残高	7,843	7,842
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7,842	7,841
利益剰余金		
当期首残高	282,241	249,128
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
当中間期変動額合計	5,106	1,059
当中間期末残高	287,347	250,187
自己株式		
当期首残高	△2,106	△4,131
当中間期変動額		
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	28
当中間期変動額合計	4	△484
当中間期末残高	△2,101	△4,615
株主資本合計		
当期首残高	312,637	277,498
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
当中間期変動額合計	5,110	573
当中間期末残高	317,747	278,072

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,485	20,497
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,663	△10,870
当中間期変動額合計	△7,663	△10,870
当中間期末残高	27,822	9,627
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△557	△412
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△12	66
当中間期変動額合計	△12	66
当中間期末残高	△570	△346
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	34,928	20,085
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,675	△10,803
当中間期変動額合計	△7,675	△10,803
当中間期末残高	27,252	9,281
新株予約権		
当期首残高	110	251
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	67	49
当中間期変動額合計	67	49
当中間期末残高	177	301
少数株主持分		
当期首残高	8,595	8,663
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	457	△734
当中間期変動額合計	457	△734
当中間期末残高	9,053	7,929
純資産合計		
当期首残高	356,271	306,499
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,433	1,996
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△7,151	△11,488
当中間期変動額合計	△2,040	△10,914
当中間期末残高	354,230	295,584

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	11,841	4,086
減価償却費	1,955	1,739
減損損失	724	895
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	570	—
貸倒引当金の増減 (△)	△1,035	5,576
偶発損失引当金の増減 (△)	20	93
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△38	△12
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	1,689	1,342
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△14	5
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	19	△1
災害損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△352
資金運用収益	△40,405	△39,055
資金調達費用	3,483	2,499
有価証券関係損益 (△)	△256	469
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△152	333
為替差損益 (△は益)	11,082	9,583
固定資産処分損益 (△は益)	1	73
貸出金の純増 (△) 減	△77,116	△78,060
預金の純増減 (△)	7,415	814,482
譲渡性預金の純増減 (△)	40,750	39,870
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△1,604	△89,036
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△347	△344
コールローン等の純増 (△) 減	△123,461	△114,358
コールマネー等の純増減 (△)	21,881	△52,943
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△17,173	△61
商品有価証券の純増 (△) 減	4,948	△3,936
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△570	646
外国為替 (負債) の純増減 (△)	29	39
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	1,562	2,787
資金運用による収入	41,145	40,837
資金調達による支出	△3,690	△2,983
その他	7,743	2,895
小計	△109,002	547,111
法人税等の支払額	△1,851	△6,504
営業活動によるキャッシュ・フロー	△110,853	540,607

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△337,614	△557,445
有価証券の売却による収入	75,343	65,972
有価証券の償還による収入	120,048	85,629
有形固定資産の取得による支出	△746	△1,257
有形固定資産の売却による収入	99	106
無形固定資産の取得による支出	△20	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△142,889	△407,002
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△3	△512
自己株式の売却による収入	1	0
配当金の支払額	△1,325	△935
少数株主への配当金の支払額	△8	△7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,336	△1,455
現金及び現金同等物に係る換算差額	△36	△29
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△255,117	132,118
現金及び現金同等物の期首残高	322,897	442,287
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 67,780	※1 574,406

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 連結子会社 7社 連結子会社名 七十七ビジネスサービス株式会社 七十七スタッフサービス株式会社 七十七事務代行株式会社 七十七リース株式会社 七十七信用保証株式会社 七十七コンピューターサービス株式会社 株式会社七十七カード	
(2) 非連結子会社 該当ありません。	

2 持分法の適用に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。	
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。	

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	

4 会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ)有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(イ)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。</p>
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>(イ)有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 5年～31年 その他 4年～20年</p> <p>連結子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。</p> <p>(ロ)無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(ハ)リース資産</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金については、自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(以下「罹災地域の債務者」という。)に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,770百万円を計上しております。</p>

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(6) 退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

発生時に一括費用処理

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(追加情報)

当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は16,126百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間連結会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく期末要支給額のうち、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(10) 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間連結会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

借手側の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は5,979百万円、延滞債権額は80,593百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は979百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,081百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は115,634百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (追加情報)</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(破綻懸念先以下を除く。)に係る債権184,828百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1から4に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。</p>	<p>※1 貸出金のうち、破綻先債権額は7,373百万円、延滞債権額は117,739百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,725百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は166,908百万円であります。</p> <p>なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (追加情報)</p> <p>「4 会計処理基準に関する事項(5)貸倒引当金の計上基準」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等87,579百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記1から4に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p> <p>※5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																								
<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>232,301百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>130百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>26,098百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>817百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>93,590百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は101百万円であります。</p>	有価証券	232,301百万円	その他資産	141百万円	リース投資資産	130百万円	預金	26,098百万円	債券貸借取引受入担保金	817百万円	借入金	93,590百万円	<p>※6 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>223,711百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> <tr> <td>リース投資資産</td> <td>60百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>56,250百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>755百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>5,030百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は99百万円であります。</p>	有価証券	223,711百万円	その他資産	141百万円	リース投資資産	60百万円	預金	56,250百万円	債券貸借取引受入担保金	755百万円	借入金	5,030百万円
有価証券	232,301百万円																								
その他資産	141百万円																								
リース投資資産	130百万円																								
預金	26,098百万円																								
債券貸借取引受入担保金	817百万円																								
借入金	93,590百万円																								
有価証券	223,711百万円																								
その他資産	141百万円																								
リース投資資産	60百万円																								
預金	56,250百万円																								
債券貸借取引受入担保金	755百万円																								
借入金	5,030百万円																								
<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,555,018百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,528,268百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※7 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,553,769百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,533,606百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																								
<p>※8 有形固定資産の減価償却累計額 76,073百万円</p>	<p>※8 有形固定資産の減価償却累計額 75,427百万円</p>																								
<p>※9 有形固定資産の圧縮記帳額 7,857百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>—————</p>																								
<p>※10 借入金には、リース投資資産9,973百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金8,311百万円が含まれております。</p>	<p>※10 借入金には、リース投資資産9,081百万円を担保に提供する債権譲渡予約を行っている借入金7,568百万円が含まれております。</p>																								
<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。</p>	<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。</p>																								

(中間連結損益計算書関係)

<p>前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額212百万円、債権売却損293百万円及び株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗5か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か所について減損損失を計上しております。</p> <p>減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	<p>※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,304百万円、債権売却損502百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。</p> <p>※2 当中間連結会計期間において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。</p> <p>減損損失の算定にあたり、原則として、当行の営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。また、連結子会社は各社をそれぞれ1つのグループとしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円(土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	3,990	7	16	3,981	(注)
合計	3,990	7	16	3,981	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要	
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間				当中間連結 会計期間末
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—		177			
合計			—		177			

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,327	3.5	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日
後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	1,327	利益剰余金	3.5	平成22年9月30日	平成22年12月9日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）	摘要
発行済株式					
普通株式	383,278	—	—	383,278	
合計	383,278	—	—	383,278	
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 自己株式(普通株式)の増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連 結会計期 間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権		—			301	
合計			—			301	

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	937	2.5	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日 後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	1,308	利益剰余金	3.5	平成23年9月30日	平成23年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月 30日現在 現金預け金勘定 69,855百万円 預け金(日銀預け金を除く) △2,075百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 <u>67,780百万円</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年 9月 30日現在 現金預け金勘定 576,070百万円 預け金(日銀預け金を除く) △1,664百万円 <hr/> 現金及び現金同等物 <u>574,406百万円</u>

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	6,757	5,544	—	1,213
無形固定資産	—	—	—	—
合計	6,757	5,544	—	1,213

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末 残高相当額
有形固定資産	6,341	5,762	—	578
無形固定資産	—	—	—	—
合計	6,341	5,762	—	578

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,279	666
1年超	40	4
合計	1,319	670

③ リース資産減損勘定期末残高

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

リース資産減損勘定期末残高 一百万円

当中間連結会計期間(平成23年 9月30日)

リース資産減損勘定中間連結会計期間末残高 一百万円

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
支払リース料	736	662
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	669	563
支払利息相当額	41	28
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年 9月30日)
リース料債権部分	24,890	21,948
見積残存価額部分	1,635	1,330
受取利息相当額	△3,308	△2,834
合 計	23,217	20,445

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	9	8,553
1年超2年以内	9	6,577
2年超3年以内	4	4,613
3年超4年以内	1	2,868
4年超5年以内	—	1,367
5年超	—	909
合 計	24	24,890

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産に係る リース料債権部分
1年以内	5	7,624
1年超2年以内	2	5,760
2年超3年以内	—	4,076
3年超4年以内	—	2,533
4年超5年以内	—	1,244
5年超	—	708
合 計	8	21,948

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額をリース投資資産の期首簿価として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の各期への配分方法は、定額法によっております。

このため、リース取引開始日に遡及してリース会計基準を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益が116百万円多く計上されております。

2 オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	16	15
1年超	33	25
合 計	49	41

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	443,607	443,607	—
(2) コールローン及び買入手形	992	992	—
(3) 有価証券	2,125,614	2,125,697	82
満期保有目的の債券	10,911	10,994	82
その他有価証券	2,114,703	2,114,703	—
(4) 貸出金	3,495,671		
貸倒引当金(※)	△100,618		
	3,395,053	3,451,006	55,952
資産計	5,965,267	6,021,303	56,035
(1) 預金	5,357,206	5,364,225	7,018
(2) 譲渡性預金	276,190	276,190	0
(3) コールマネー及び売渡手形	64,441	64,441	—
(4) 借入金	104,630	104,605	△25
負債計	5,802,468	5,809,462	6,993

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー(クーポン、元本償還額、保証料)を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日)を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当連結会計年度末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は16,655百万円、その他有価証券評価差額は9,893百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は6,762百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

短期借入金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。連結子会社が他行から借り入れた長期借入金については、当行が当該連結子会社へ付与した信用格付に応じた標準スプレッド(経費率を含む)を市場金利に加味した利率で、期間に基づく区分ごとに割引いて時価を算定しております。それ以外の長期借入金については、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	3,232
② 組合出資金(※3)	243
合 計	3,475

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当連結会計年度において、非上場株式について51百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。また、「中間連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	576,070	576,070	—
(2) コールローン及び買入手形	117,812	117,812	—
(3) 有価証券	2,527,632	2,527,728	95
満期保有目的の債券	11,210	11,306	95
その他有価証券	2,516,422	2,516,422	—
(4) 貸出金	3,573,732		
貸倒引当金（※）	△106,224		
	3,467,507	3,528,506	60,998
資産計	6,689,023	6,750,117	61,093
(1) 預金	6,171,689	6,177,655	5,965
(2) 譲渡性預金	316,060	316,060	—
(3) コールマネー及び売渡手形	11,497	11,497	—
負債計	6,499,246	6,505,212	5,965

（※）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の価格又は取引金融機関が算定する価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額や証券投資信託委託会社が提供する基準価額によっております。

自行保証付私募債については、将来キャッシュ・フロー（クーポン、元本償還額、保証料）を、市場金利、発行体の信用リスク等を考慮した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会実務対応報告第25号平成20年10月28日）を踏まえ、市場価格を時価とみなせないと当行が判断する基準に該当したものについて、当中間連結会計期間末において合理的な見積りに基づき算定された価額により評価しております。

これにより、市場価格に基づく価額により評価した場合に比べ、有価証券は6,422百万円、その他有価証券評価差額金は3,815百万円それぞれ増加し、繰延税金資産は2,607百万円減少しております。

変動利付国債の合理的な見積りに基づき算定された価額は、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティ等から見積った将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割引くことにより算定しており、国債の利回り及び金利スワップシヨンのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、商品性に応じて元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率又は市場金利に信用格付ごとの標準スプレッド(経費率を含む)を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 譲渡性預金

譲渡性預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規譲渡性預金を受け入れる際に適用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、預入期間が短期間(1年以内)で、時価が帳簿価額と近似しているものは、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	3,098
② 組合出資金(※3)	233
合 計	3,331

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当中間連結会計期間において、非上場株式について133百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中のその他買入金銭債権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	5,511	5,575	64
	地方債	3,099	3,131	32
	小計	8,610	8,707	96
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	500	498	△2
	地方債	1,799	1,788	△11
	その他	187	187	—
	小計	2,487	2,473	△14
合計		11,098	11,181	82

2 その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	69,556	41,255	28,300
	債券	1,507,831	1,474,414	33,417
	国債	778,587	758,160	20,427
	地方債	103,893	102,231	1,661
	社債	625,350	614,022	11,328
	その他	74,988	73,441	1,547
	小計	1,652,376	1,589,112	63,264
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	21,187	25,892	△4,705
	債券	225,705	227,563	△1,858
	国債	86,269	86,775	△506
	地方債	4,059	4,072	△13
	社債	135,377	136,715	△1,338
	その他	215,433	236,954	△21,520
	小計	462,326	490,410	△28,084
合計		2,114,703	2,079,523	35,180

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は603百万円(うち、株式603百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

II 当中間連結会計期間

1 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	5,307	5,361	54
	地方債	4,899	4,943	43
	小計	10,207	10,304	97
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	1,003	1,001	△1
	地方債	—	—	—
	小計	1,003	1,001	△1
合計		11,210	11,306	95

2 その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	41,860	23,267	18,592
	債券	1,998,688	1,961,909	36,779
	国債	1,110,185	1,091,106	19,078
	地方債	93,158	91,296	1,862
	社債	795,344	779,506	15,838
	その他	59,424	58,503	920
	小計	2,099,973	2,043,680	56,292
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	33,412	40,028	△6,615
	債券	175,574	177,537	△1,963
	国債	102,879	102,978	△98
	地方債	3,049	3,051	△1
	社債	69,645	71,508	△1,862
	その他	207,461	236,412	△28,950
	小計	416,448	453,978	△37,529
合計		2,516,422	2,497,659	18,763

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は2,323百万円(うち、株式2,103百万円、その他220百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭 の信託	20,588	22,135	△1,546	—	1,546

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。なお、当連結会計年度においては該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

II 当中間連結会計期間

1 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	18,774	21,795	△3,020	—	3,020

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

2 減損処理を行った金銭の信託

その他の金銭の信託の信託財産を構成している有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、減損処理しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は705百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社等の区分毎に次のとおり定めております。

正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落したもので、過去1か月間の時価の平均が取得原価に比べて50%(一定以上の信用リスクを有すると認められるものは30%)以上下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	33,633
その他有価証券	35,180
その他の金銭の信託	△1,546
(△)繰延税金負債	13,076
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	20,556
(△)少数株主持分相当額	59
その他有価証券評価差額金	20,497

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15,742
その他有価証券	18,763
その他の金銭の信託	△3,020
(△)繰延税金負債	6,055
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,687
(△)少数株主持分相当額	59
その他有価証券評価差額金	9,627

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	5,520	1,960	32	32
	受取変動・支払固定	12,345	8,585	△71	△71
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	12,180	—	△37	△37
	買建	12,180	—	37	37
	その他				
売建	141	—	—	0	
買建	141	—	—	△0	
	合計	—	—	△39	△38

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	44,073	42,514	92	92
	為替予約				
	売建	52,383	—	△484	△484
	買建	5,544	—	6	6
	通貨オプション				
	売建	21,938	15,646	△1,993	△62
	買建	21,938	15,646	1,993	466
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△385	18

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	62,296	19,017	△854
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	194,229	182,225	△2,790
	受取変動・支払固定				
	合計	—	—	—	△3,644

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	3,280	2,080	8	8
	受取変動・支払固定	9,725	7,867	△69	△69
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	11,810	—	△27	△27
	買建	11,810	—	27	27
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△61	△61

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	41,917	40,552	91	91
	為替予約				
	売建	94,855	—	1,599	1,599
	買建	6,902	—	△16	△16
	通貨オプション				
	売建	19,989	13,727	△2,167	△293
	買建	19,989	13,727	2,167	696
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	1,674	2,077

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- 2 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金	60,814	18,457	△743
	受取変動・支払固定				
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	187,504	167,375	△3,005
	受取変動・支払固定				
	合計	—	—	—	△3,749

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 73百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 357,500株
付与日	平成22年8月2日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成22年8月3日～平成47年8月2日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	415円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 76百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成23年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役16名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 498,900株
付与日	平成23年8月1日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成23年8月2日～平成48年8月1日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	317円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

I 前連結会計年度(平成23年3月31日現在)

当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	610百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	12百万円
期末残高	622百万円

II 当中間連結会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	622百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
当中間連結会計期間末残高	620百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 報告セグメントの概要

当行は、経営陣による定期的な業績評価および資源配分の意思決定を行うためのセグメントとして、主要な商品・サービスの性格等から、「銀行業務」、「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業務」は、預金業務、貸出業務、為替業務等の銀行業務のほか、銀行の従属業務として現金等の精査整理等を行っております。また、「リース業務」は、リース業務を行っております。

なお、セグメントの財務情報は、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	49,793	6,901	56,695	1,636	58,332	—	58,332
セグメント間の内部経常収益	226	864	1,090	892	1,982	△1,982	—
計	50,019	7,765	57,785	2,529	60,315	△1,982	58,332
セグメント利益	12,009	733	12,743	423	13,167	△30	13,136
セグメント資産	5,932,983	32,850	5,965,834	20,531	5,986,365	△22,039	5,964,326
その他の項目							
減価償却費	1,877	59	1,937	17	1,955	—	1,955
資金運用収益	40,160	4	40,165	376	40,542	△137	40,405
資金調達費用	3,405	174	3,579	31	3,611	△127	3,483
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	761	55	817	10	828	△0	827

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3 セグメント利益の調整額△30百万円、セグメント資産の調整額△22,039百万円、資金運用収益の調整額△137百万円、資金調達費用の調整額△127百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行は、経営陣による定期的な業績評価および資源配分の意思決定を行うためのセグメントとして、主要な商品・サービスの性格等から、「銀行業務」、「リース業務」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業務」は、預金業務、貸出業務、為替業務等の銀行業務のほか、銀行の従属業務として現金等の精査整理等を行っております。また、「リース業務」は、リース業務を行っております。

なお、セグメントの財務情報は、そのセグメントごとに分離された財務情報が入手可能なものであります。

2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業務	リース業務	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	49,522	8,126	57,648	1,496	59,144	—	59,144
セグメント間の内部経常収益	172	888	1,061	835	1,897	△1,897	—
計	49,694	9,015	58,709	2,332	61,041	△1,897	59,144
セグメント利益(△はセグメント損失)	5,581	530	6,112	△1,018	5,093	△38	5,055
セグメント資産	6,914,199	27,998	6,942,197	18,901	6,961,099	△18,826	6,942,272
その他の項目							
減価償却費	1,681	47	1,728	10	1,739	—	1,739
資金運用収益	38,877	4	38,882	272	39,154	△99	39,055
資金調達費用	2,438	133	2,571	19	2,591	△91	2,499
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,196	46	1,242	6	1,248	△2	1,246

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。

3 セグメント利益の調整額△38百万円、セグメント資産の調整額△18,826百万円、資金運用収益の調整額△99百万円、資金調達費用の調整額△91百万円は、セグメント間取引消去であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,678	12,692	6,901	10,059	58,332

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	26,737	14,080	8,126	10,200	59,144

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	724	—	724	—	724

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業務	リース業務	計		
減損損失	895	—	895	—	895

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	793.64	768.79

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	306,499	295,584
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	8,915	8,230
(うち新株予約権)	百万円	251	301
(うち少数株主持分)	百万円	8,663	7,929
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	297,583	287,353
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	千株	374,960	373,771

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.96	5.34
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,433	1,996
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,433	1,996
普通株式の期中平均株式数	千株	379,293	373,811
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	16.94	5.33
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	389	635
うち新株予約権	千株	389	635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。

当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)にもとづき、当連結会計年度中に代行部分(過去分)返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	443,521	575,869
コールローン	992	117,812
買入金銭債権	19,981	17,519
商品有価証券	23,906	27,843
金銭の信託	45,431	43,624
有価証券	※1, ※7, ※11 2,118,075	※1, ※7, ※11 2,519,648
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,505,752	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 3,582,904
外国為替	※6 3,493	※6 2,846
その他資産	※7 21,698	※7 19,276
有形固定資産	※9, ※10 36,523	※9 35,324
無形固定資産	380	348
繰延税金資産	37,052	44,768
支払承諾見返	※11 27,804	※11 25,583
貸倒引当金	△95,639	△99,259
資産の部合計	6,188,974	6,914,112
負債の部		
預金	※7 5,360,049	※7 6,174,914
譲渡性預金	276,390	316,260
コールマネー	64,441	11,497
債券貸借取引受入担保金	※7 817	※7 755
借入金	※7 93,704	※7 5,171
外国為替	56	96
その他負債	25,576	48,784
未払法人税等	5,889	3,071
リース債務	886	1,018
資産除去債務	622	620
その他の負債	18,178	44,073
退職給付引当金	41,266	42,612
睡眠預金払戻損失引当金	218	217
偶発損失引当金	1,315	1,408
災害損失引当金	838	488
支払承諾	※11 27,804	※11 25,583
負債の部合計	5,892,479	6,627,789

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	24,658	24,658
資本剰余金	7,842	7,841
資本準備金	7,835	7,835
その他資本剰余金	7	6
利益剰余金	247,820	248,887
利益準備金	24,658	24,658
その他利益剰余金	223,161	224,229
固定資産圧縮積立金	779	757
別途積立金	251,605	218,805
繰越利益剰余金	△29,222	4,666
自己株式	△4,157	△4,641
株主資本合計	276,164	276,746
その他有価証券評価差額金	20,491	9,621
繰延ヘッジ損益	△412	△346
評価・換算差額等合計	20,078	9,274
新株予約権	251	301
純資産の部合計	296,495	286,322
負債及び純資産の部合計	6,188,974	6,914,112

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	50,010	49,703
資金運用収益	40,131	38,856
(うち貸出金利息)	28,451	26,584
(うち有価証券利息配当金)	11,540	11,818
役務取引等収益	7,746	7,514
その他業務収益	809	1,294
その他経常収益	1,322	2,038
経常費用	38,289	44,266
資金調達費用	3,423	2,462
(うち預金利息)	2,665	1,861
役務取引等費用	3,003	2,924
その他業務費用	180	299
営業経費	※1 30,558	※1 29,822
その他経常費用	※2 1,123	※2 8,756
経常利益	11,721	5,437
特別利益	※3 244	50
特別損失	※4, ※5 1,345	※5 1,018
税引前中間純利益	10,620	4,469
法人税、住民税及び事業税	4,313	3,204
法人税等調整額	55	△739
法人税等合計	4,369	2,465
中間純利益	6,251	2,004

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	7,835	7,835
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	7,835	7,835
その他資本剰余金		
当期首残高	8	7
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7	6
資本剰余金合計		
当期首残高	7,843	7,842
当中間期変動額		
自己株式の処分	△0	△1
当中間期変動額合計	△0	△1
当中間期末残高	7,842	7,841
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	24,658	24,658
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	24,658	24,658
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	827	779
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△33	△21
当中間期変動額合計	△33	△21
当中間期末残高	793	757
別途積立金		
当期首残高	242,505	251,605
当中間期変動額		
別途積立金の積立	9,100	—
別途積立金の取崩	—	△32,800
当中間期変動額合計	9,100	△32,800
当中間期末残高	251,605	218,805

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	13,118	△29,222
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
固定資産圧縮積立金の取崩	33	21
別途積立金の積立	△9,100	—
別途積立金の取崩	—	32,800
中間純利益	6,251	2,004
当中間期変動額合計	△4,142	33,889
当中間期末残高	8,976	4,666
利益剰余金合計		
当期首残高	281,110	247,820
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	—	—
中間純利益	6,251	2,004
当中間期変動額合計	4,924	1,067
当中間期末残高	286,034	248,887
自己株式		
当期首残高	△2,131	△4,157
当中間期変動額		
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	28
当中間期変動額合計	4	△484
当中間期末残高	△2,127	△4,641
株主資本合計		
当期首残高	311,480	276,164
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,251	2,004
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
当中間期変動額合計	4,928	581
当中間期末残高	316,408	276,746

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,480	20,491
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△7,661	△10,870
当中間期変動額合計	△7,661	△10,870
当中間期末残高	27,818	9,621
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△557	△412
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△12	66
当中間期変動額合計	△12	66
当中間期末残高	△570	△346
評価・換算差額等合計		
当期首残高	34,922	20,078
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△7,674	△10,804
当中間期変動額合計	△7,674	△10,804
当中間期末残高	27,247	9,274
新株予約権		
当期首残高	110	251
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	67	49
当中間期変動額合計	67	49
当中間期末残高	177	301
純資産合計		
当期首残高	346,513	296,495
当中間期変動額		
剰余金の配当	△1,327	△937
中間純利益	6,251	2,004
自己株式の取得	△3	△512
自己株式の処分	8	27
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△7,607	△10,754
当中間期変動額合計	△2,679	△10,172
当中間期末残高	343,834	286,322

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、運用目的の金銭の信託については時価法、その他の金銭の信託については上記(1)のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、原則として時価法により行っております。
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 5年～31年 その他 4年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産自己査定監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 (追加情報) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(以下「罹災地域の債務者」という。)に係る債権のうち、一定金額未済の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングのうえ、将来発生が見込まれる損失を合理的に見積り、貸倒引当金20,262百万円を計上しております。

	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>
	<p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務 発生時に一括費用処理</p> <p>数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理 (追加情報)</p> <p>当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成22年12月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は16,126百万円であり、当該返還相当額(最低責任準備金)の支払が当中間会計期間末日に行われたと仮定して、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第44-2項を適用した場合に生じる特別利益の見込額は10,906百万円であります。なお、返上手続きの完了時期は未定であり、実際に計上する額は今後の株式市況等により変動する可能性があります。</p>
	<p>(3) 睡眠預金払戻損失引当金</p> <p>負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(4) 偶発損失引当金</p> <p>信用保証協会との責任共有制度にかかる将来の負担金の支払に備えるため、対象債権に対する代位弁済の実績率を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>
	<p>(5) 災害損失引当金</p> <p>東日本大震災により被災した店舗等の原状回復に要する修繕費用の支出に備えるため、当中間会計期間末において合理的に見積った額を計上しております。</p>

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、原則として繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引は、個別ヘッジのほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>このほか、ヘッジ会計の要件を充たしており、かつ想定元本、利息の受払条件及び契約期間が対象資産とほぼ同一である金利スワップ等については、金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>(2) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p>
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1 関係会社の株式総額 92百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,230百万円、延滞債権額は78,201百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は979百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28,024百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は112,435百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (追加情報) 平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害を受けた地域のうち、津波によって甚大な被害を受けた地域に所在する債務者(破綻懸念先以下を除く。)に係る債権178,981百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2から5に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 92百万円</p> <p>※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,560百万円、延滞債権額は115,382百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,069百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は36,675百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は163,687百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (追加情報) 「重要な会計方針 5 引当金の計上基準 (1)貸倒引当金」の追加情報に記載のとおり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による罹災地域の債務者に係る債権のうち、一定金額未満の債権等85,614百万円については、資産の自己査定基準に基づく査定結果とは別にグルーピングを行っているため、資産の自己査定基準に基づく査定を実施した場合、上記2から5に掲げる債権額が増加する可能性があります。</p>

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,640百万円であります。</p>	<p>※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、12,785百万円であります。</p>																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="215 548 774 638"> <tr> <td>有価証券</td> <td>232,301百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="215 660 774 772"> <tr> <td>預金</td> <td>26,098百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>817百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>93,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,371百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は69百万円であります。</p>	有価証券	232,301百万円	その他資産	141百万円	預金	26,098百万円	債券貸借取引受入担保金	817百万円	借用金	93,500百万円	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" data-bbox="845 548 1396 638"> <tr> <td>有価証券</td> <td>223,711百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>141百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0" data-bbox="845 660 1396 772"> <tr> <td>預金</td> <td>56,250百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>755百万円</td> </tr> <tr> <td>借用金</td> <td>5,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券133,286百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は67百万円であります。</p>	有価証券	223,711百万円	その他資産	141百万円	預金	56,250百万円	債券貸借取引受入担保金	755百万円	借用金	5,000百万円
有価証券	232,301百万円																				
その他資産	141百万円																				
預金	26,098百万円																				
債券貸借取引受入担保金	817百万円																				
借用金	93,500百万円																				
有価証券	223,711百万円																				
その他資産	141百万円																				
預金	56,250百万円																				
債券貸借取引受入担保金	755百万円																				
借用金	5,000百万円																				
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,513,587百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,486,836百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,514,438百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,494,275百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																				
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 73,154百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 72,654百万円</p>																				
<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,857百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>	<p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,857百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p>																				
<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,430百万円であります。</p>	<p>※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は9,140百万円であります。</p>																				

(中間損益計算書関係)

<p>前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)</p>								
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="239 336 774 403"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,533百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、債権売却損287百万円及び株式等償却403百万円を含んでおります。</p> <p>※3 特別利益には、貸倒引当金戻入益195百万円を含んでおります。</p> <p>※4 特別損失には、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額570百万円を含んでおります。</p> <p>※5 当中間会計期間において、宮城県内の営業用店舗5か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗1か所について減損損失を計上しております。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額724百万円(土地665百万円、建物45百万円、その他の有形固定資産等13百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	有形固定資産	1,533百万円	無形固定資産	4百万円	<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table data-bbox="869 336 1404 403"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>1,377百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>4百万円</td> </tr> </table> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,077百万円、債権売却損500百万円及び株式等償却2,237百万円を含んでおります。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※5 当中間会計期間において、宮城県内の営業用店舗16か所及び遊休資産1か所並びに宮城県外の営業用店舗2か所について減損損失を計上しております。</p> <p>当行は、減損損失の算定にあたり、原則として、営業用店舗については継続的に収支の把握を行っている個別営業店単位で、遊休又は処分予定資産については各資産単位で、グルーピングしております。減損損失を計上した資産グループは、営業キャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額895百万円(土地526百万円、建物232百万円、その他の有形固定資産等136百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は不動産鑑定評価基準等に基づき、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを3.5%で割り引いて、それぞれ算定しております。</p>	有形固定資産	1,377百万円	無形固定資産	4百万円
有形固定資産	1,533百万円								
無形固定資産	4百万円								
有形固定資産	1,377百万円								
無形固定資産	4百万円								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	3,990	7	16	3,981	(注)
合計	3,990	7	16	3,981	

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

II 当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	8,318	1,247	59	9,506	(注)
合計	8,318	1,247	59	9,506	

(注) 増加は自己株式取得のための市場買付及び単元未満株式の買取によるものであり、減少は新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年3月31日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(ア) 有形固定資産

主として、機械、機器であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	7,926	6,448	18	1,459
無形固定資産	1,458	948	—	510
合計	9,384	7,396	18	1,970

当中間会計期間(平成23年9月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	7,202	6,476	18	707
無形固定資産	1,458	1,094	—	364
合計	8,661	7,570	18	1,072

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1,793	1,105
1年超	341	97
合計	2,135	1,202

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度(平成23年3月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 5百万円

当中間会計期間(平成23年9月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 3百万円

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	1,065	946
リース資産減損勘定の取崩額	2	2
減価償却費相当額	958	813
支払利息相当額	66	41
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

子会社及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	92
関連会社株式	—
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

子会社及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	92
関連会社株式	—
合計	92

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	610百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
その他増減額(△は減少)	12百万円
期末残高	622百万円

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	622百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
当中間会計期間末残高	620百万円

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	16.48	5.36
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	6,251	2,004
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	6,251	2,004
普通株式の期中平均株式数	千株	379,293	373,811
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	16.46	5.35
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	389	635
うち新株予約権	千株	389	635
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
当行は、確定給付型の退職給付制度として厚生年金基金制度を設けておりましたが、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上にかかる手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣から認可を受け、同日付で七十七銀行厚生年金基金は七十七銀行企業年金基金へ移行しております。 当該認可を受けたことにより、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)にもとづき、当事業年度中に代行部分(過去分)返上にかかる損益として110億円程度を特別利益に計上する予定ですが、実際の計上額については現在集計中であります。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第128期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 1,308百万円

1株当たりの中間配当金 3円50銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 藤 雅 俊 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 暮 和 敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 原 透 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣の認可を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月17日

株式会社七十七銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	谷	藤	雅	俊	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	原		透	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	--	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社七十七銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第128期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社七十七銀行の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、厚生年金基金の代行部分(過去分)返上手続きを進めており、平成23年11月1日付で厚生労働大臣の認可を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月24日

【会社名】 株式会社七十七銀行

【英訳名】 The 77 Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 氏 家 照 彦

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 仙台市青葉区中央三丁目3番20号

【縦覧に供する場所】 株式会社七十七銀行平支店
(福島県いわき市平字三丁目14番地)

株式会社七十七銀行東京支店
(東京都中央区銀座四丁目14番11号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取氏家照彦は、当行の第128期第2四半期(自平成23年7月1日 至平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。